

## プラスチック容器の分別について

プラスチック容器とは、商品の中身を取り出したり食べたりして不要となる、プラスチック製の容器包装です。家庭から排出されるごみのうち、容量で約6割をプラスチック容器が占めています。プラスチック容器には簡単に識別できるようにプラマークが表示されています。分別されたプラスチック容器は、プラスチックの原材料等にリサイクルされます。ごみの量を減らしリサイクルの向上を図るためにもプラスチック容器の分別にご協力をお願いします。

この識別マークが付いているものがプラスチック容器の対象です。  
※マークのないものでも該当するものがあります(レジ袋等)。



### ◆よくある質問◆

#### Q. 汚れを落としてからということですが、汚れはどの程度落とせば良いのですか？

- せっかく分別しても、汚れていると資源としてリサイクルできません。
- 目で見て汚れが取れていれば良い程度に、食器を洗った残り水などですすいでください。
- すすいだ後、乾かしていただければベストですが、よく水切りをしていただければ結構です。
- 洗剤を使ってゴシゴシ洗う必要はありません。



#### Q. 「プラスチック容器」にはいろいろな種類がありますが、種類ごとに分けて出さないとダメですか？

- 種類ごとに分ける必要はありません。透明または白色半透明の袋にまとめて出してください。
  - 袋は二重にして出さないでください。
- ※二重袋とは、レジ袋などの小袋に入れたプラスチック容器を、さらに大きな袋に入れて二重にすることです。リサイクルの支障となるので、必ず一重にしてください。処理の過程で袋が破けずに、手選別の妨げとなります。

#### Q. ケチャップやマヨネーズ、わさびなどのチューブ容器のように汚れが落としにくいものや油分のべとつきが取れないものはどうすれば良いのですか？

- チューブ類は、はさみで半分に切って中身を洗って「プラスチック容器」で出してください。
- 「プラマークが表示されていないプラスチック」や「プラマークが付いているが汚れが落ちないごみ」は、「可燃ごみ」になります。

#### Q. 発砲スチロールは「プラスチック容器」で出して良いのですか？

- ダンボール箱の中の商品を保護する発砲スチロール(緩衝材)は、外箱などに「プラスチック容器」であることを示す識別マーク(プラマーク)が表示されています。細かくして袋に入れてプラスチック容器で出してください。

#### Q. なぜ、汚れをとる必要があるのですか？

- 分別収集された「プラスチック容器」は、リサイクル業者が引き取り、建材資材などにリサイクルされています。汚れがひどい場合や異物が混入していると、容器包装リサイクル法で定めた基準に合わないため、リサイクル業者へ引き渡しができません。
- ※汚れが付着していないものや汚れを落としたものを「プラスチック容器」として出してください。

## Q. スナック菓子やお茶の袋で、内部がアルミコーティングされているものの分別は？

- ・ プラマークのあるものは「プラ容器」として出してください。
- ・ はたいて中をきれいにしてお出しください。



## Q. トレイにかかっているラップに付いている値札などの紙シールははがさないといけないのですか？

- ・ 少量の紙シールであれば、リサイクルすることはできます。はがれにくいものは付いたままでも結構です。



## Q. スーパーなどで生鮮食品を包んでいるラップと、家庭で使ったラップの分別方法を教えてください。

- ・ 商品の包装として使われたラップ  
⇒商品を包んでいるラップは「プラ容器」として出してください。
- ・ 家庭で使ったもの  
⇒材質は商品を包んでいるラップと同じですが、容器包装リサイクル法では「プラ容器」に当たらないので、家庭で使ったラップは「可燃ごみ」として出してください。



## Q. レジ袋はどうすれば良いのですか？

- ・ レジ袋は「プラ容器」として出してください。二重袋にならないようご注意ください。  
※マイバッグ等を利用してレジ袋を増やさないように工夫してください。

## Q. ペットボトルを出すときはどうすれば良いのですか？

- ・ キャップとラベルが「プラ容器」の対象となります。
- ・ ペットボトルは、これまで通り中をすすいでから「資源物」として出してください。



**※キャップとラベルは「プラ容器」**

## Q. プラスチック製なのに、なぜ洗面器やコップは「可燃ごみ」なのですか？

- ・ 商品の入っていた容器や包装に使われているプラスチックやビニールが対象となりますので、容器自体が商品である洗面器やコップなどは「可燃ごみ」となります。
- ・ スプーン、ストロー、バラン、おもちゃ、歯ブラシ、衣装ケース、バケツなどのプラスチック製品は「可燃ごみ」になります。